
アメリカ刑訴法「聖地巡礼」の旅

川島 享祐

手元の『大辞林』によると、「聖地巡礼」とは、元来「信者が聖地を参拝して巡り歩くこと」であるが、「俗に、書籍・映画・アニメなどの舞台となった場所や、著名人ゆかりの場所を、愛好者が訪ね歩くこと」をも意味する¹⁾。長い歴史の中で形成されてきたアメリカ刑訴法にも、そんな「聖地」がある。このエッセイでは、研究対象の一つであるという意味でアメリカ刑訴法の「愛好者」である筆者が、アメリカでの在外研究中に行った「聖地巡礼」の旅の一部を紹介したい。

最初に紹介する「聖地」は、何ととってもアメリカ連邦最高裁である。筆者はカルフォルニア大学バークレー校ロースクールに客員研究員として在籍し、様々な授業に出席したが、筆者が専門とする「刑事訴訟法」（捜査法・公判法）の授業では、判例を整理した「ケースブック」という教材を使って、連邦最高裁が示した膨大な量の判例を学習することになる。

1) 長谷川遼先生が本誌60号に「聖地巡礼」というエッセイを書かれているので、この言葉の真の意味をより正確に把握されたい方は、そちらも参照されたい。

日本でももちろん最高裁判例は重要だが、その位置づけは、アメリカ刑訴法の場合と若干異なる。日本には、国会が法律の形で制定し全国統一で適用される体系的な刑訴法典があり、判例は基本的にその解釈を示すものである。これに対して、刑事手続に関するアメリカの連邦最高裁の判例は、基本的に憲法解釈を示すものであるため議会がそれを覆すことができず、後で見るようにそれが全国的なミニマム・スタンダードになるという意味でも、また、刑事手続に関する憲法条項はわずか3つ（修正4条から修正6条。たまに修正14条）しかないので解釈で埋めなければいけない範囲が広いという意味でも、その存在感がかなり大きい²⁾。

アメリカの連邦最高裁には開廷期があり、毎年10月から4月頃にかけて、法廷で口頭弁論が行われる。そこで筆者は、アメリカ到着から間もない2023年10月上旬に、西海岸のバークレーから東海岸の首都ワシントンDCに出張し³⁾、口頭弁論を傍聴することにした。

連邦最高裁での口頭弁論の手続では、上訴人と被上訴人を代理する法律家が、それぞれ、ロバーツ首席裁判官を筆頭とする9人の裁判官に向かって、文字どおり口頭で弁論をする。弁論には各自30分の時間制限があるが、裁判官はそれを黙って聞いているわけではなく、疑問点があれば間髪入れずに弁論に介入して質問することができる。弁論を行う法律

2) ちなみに、筆者が聴講した「証拠法」の授業は、連邦法域で適用される連邦証拠規則の解釈・適用を基本として学びつつ、カリフォルニア州には独自の証拠法典があるのでそれを比較・参照する、という形で展開された。また、「刑法」の授業では、アメリカの刑法は各州でてんでばらばらなので、法域ごとの立法・解釈のパターン・傾向を学ぶことになる。いずれも判例の学習に重点を置く点では同じだが、連邦下級審や州の判例が多く取り扱われるため、連邦最高裁の判例を検討する頻度は、「刑事訴訟法」の授業ほど高くない。

3) 広大な国土を誇るアメリカにおける「聖地巡礼」は、基本的に飛行機での移動となる。

家は、それに応答しながら、自分が言いたいことを制限時間内に言い切らなければならない⁴⁾。連邦最高裁における口頭弁論の様子は、ウェブサイトでその録音を聞くことができるが⁵⁾、現地に赴けば、普段ほとんど判例を通じてしか接することのない連邦最高裁の裁判官が、目の前で口頭弁論の手続を行う様子を見ることができるので、アメリカ刑法の「愛好者」にはたまらない。

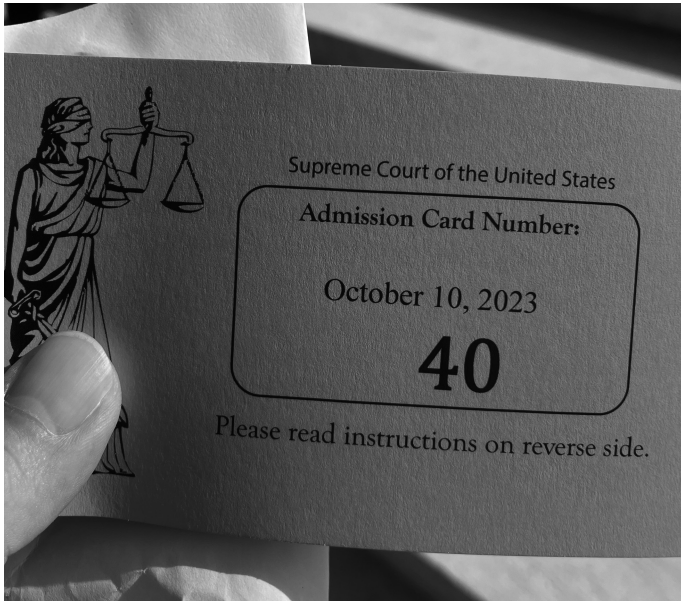
連邦最高裁の口頭弁論は傍聴希望者が多いと事前に聞いていたので、午前10時開廷のところ、午前6時から建物の外に並んで待つことにした。10月上旬のワシントン DC は、この時間にはまだ真っ暗であり、こんなに早く行けば先頭だろうと思っていたら、到着時には既に列ができており、筆者の順番は何と40番目だった（写真①）。最終的に傍聴できたのは43人だったので、危ないところだった。

ロースクールでの「刑事訴訟法」の授業は「捜査法」と「公判法」に分かれるが、「捜査法」の授業のほとんどは、修正4条に関する判例の検討に充てられる。この憲法条項は、捜査機関による無制限の搜索・押収を禁止し、原則として、裁判官が、一定の嫌疑に基づき、対象を特定して発付した令状を要求する。

4) そのため、相当の力量が必要となる。ちなみに、2019年に、弁論の最初の2分間は介入せずに話させるルールができたようである。

5) 「Oyez」というウェブサイトがある。例えば、後で見るミランダ判決の口頭弁論はこちら (<https://www.oyez.org/cases/1965/759>)。なお、アメリカでは基本的に控訴審以降は純粋な法律審であり、連邦最高裁と同様に、法律家による口頭弁論が行われる。第9巡回区連邦控訴裁判所の口頭弁論については、ライブストリーミングで動画を視聴できるほか、アーカイブを Youtube で閲覧可能である (<https://www.ca9.uscourts.gov/media/>)。

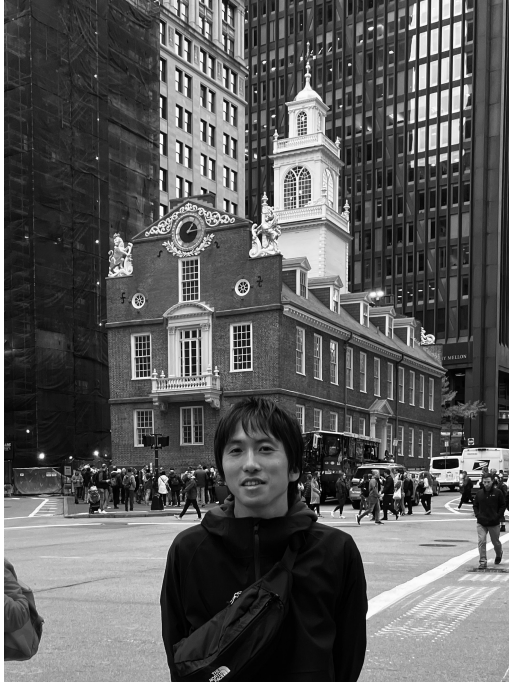
【写真①】



この修正4条も、何もないところに空から降ってきたわけではない。あらゆる憲法条項がそうであるように、修正4条にも、それによって封ずるべき害悪が存在した。それは、アメリカ独立前に各植民地で発付されていた一般令状である。これは、どの場所を捜索して何を差し押さえるのかを十分に特定せず、執行機関に広範な権限を与えるものだった。

これに反発したジェームズ・オーティスという弁護士が、1761年にマサチューセッツの上位裁判所で行った約5時間の弁論が、後に修正4条の制定につながったとされている。この弁論が行われた旧マサチューセッツ州会議事堂（Old State House）は、マサチューセッツ州ボストンにある（写真②）。これもアメリカ刑事法の「聖地」といえるだろう。

【写真②】



アメリカの「刑事訴訟法」の授業で連邦憲法に関する判例が扱われるのは、それが全国一律に効力を有し、全国の刑事手続のミニマム・スタンダードとして機能するからだと思われるが、歴史的には、実はそれは自明のことではない。アメリカ合衆国がイギリスから独立し、刑事手続に関する規定を含む連邦憲法が制定されたのは、18世紀後半のことである⁶⁾。その後、19世紀初頭には、連邦最高裁に、政府の行為や法律が憲法に適合するかを判断する違憲審査の権限があることが確認される。しかし、連邦最高裁が違憲審査に際して適用できるのは連邦憲法のみであ

り、それは連邦法域のみに適用されると考えられていた。

日本にいと、憲法は国に一つ、刑事手続についても全国統一の法律がある、というのが当然に思えるが、アメリカはその前提から違っている。アメリカは連邦制を採用しており、それぞれの州には、州の憲法や、州最高裁を頂点とする司法制度がある。刑事手続を規律するルールも、州ごとに違っているほか、州やそれに属する郡、市などがそれぞれ警察組織を有している。本来、連邦憲法は、連邦の捜査や連邦裁判所の刑事手続を規律するが、州の警察が行う捜査や州の裁判所が行う刑事手続を規律するものではない。そのため、例えば、無令状で違法な捜査が行われた場合、それを行ったのが連邦の警察（現在で言う FBI など）であれば、連邦最高裁は修正 4 条を適用してこれを違憲と判断できるが、それがニューヨーク市警察（NYPD）だと、連邦憲法は適用されず、連邦最高裁はその当否を判断できない。これが、連邦憲法が元々想定していた建前だった。

しかし、連邦最高裁は、1930年代頃から、州が運営する刑事司法に介入していくことになる⁷⁾。その際に連邦最高裁が梃子にしたのが、連邦憲法の中にありながら州にも適用される、修正14条の適正手続条項（「い

6) この憲法制定のための会議が開かれたペンシルヴェニア州フィラデルフィアには、国立憲法センターという博物館があり、憲法の制定に関する展示を見ることができる。そこでは、アメリカが「We the People」から始まる憲法をいかに勝ち取ったかに関するビデオも上映され、その最後には観衆から大きな歓声と拍手が起きた。アメリカでいかに憲法が人々のアイデンティティに根付いているのかを感じた瞬間だった。

7) 連邦最高裁に限らず、連邦政府がどの程度州の問題に立ち入ることができるかという問題は、憲法制定以来、現在まで続くアメリカ憲法上の大問題であり、アメリカ政治を理解する上でも欠かせない前提となっている。この点を含めて、日本の目線からアメリカのことを知るために有益だけれどなかなか言語化されることのない知識を教えてくれる本として、例えば、渡辺将人『アメリカ映画の文化副読本』（2024年）がある。

かなる州も、法の適正な手続なく、人の生命、自由又は財産を奪ってはならない」) だった。

そのうちで最も著名な判例の一つが、1932年の *Powell v. Alabama* であり、現在も、ロースクールで使うケースブックで必ず触れられる。本件では、9人の若年の黒人（地名にちなんでスコッツボロ・ボーイズ〔Scottsboro Boys〕と呼ばれる）が、白人女性に対するレイプの疑いをかけられた。これらの被告人は、たった1日の公判審理の後に死刑を宣告されたが、弁護人に会って相談できたのが公判審理の直前だったため、防御のための十分な準備ができていなかった。ところが、このような刑事手続によって下された死刑判決も、アラバマ州最高裁によっては認められた。このような——少なくとも現代日本の目から見れば——明らかに不公正な州の刑事手続を是正すべく、被告人らからの上訴を受けた連邦最高裁は、第14修正の適正手続条項を適用して、アラバマ州の死刑判決を破棄したのである⁸⁾。

このスコッツボロ・ボーイズ事件に関する博物館が、ジョージア州ア

8) スコッツボロ・ボーイズ事件に着想を得たとされる映画として、『*To Kill a Mockingbird*』（邦題：アラバマ物語）、*Powell* 判決を含め、刑事手続に関するアメリカの著名な連邦最高裁判例について、その背景を含めて紹介するものに、CAROL S. STEIKER ED., *CRIMINAL PROCEDURE STORIES* (2006) がある。1930年代に連邦最高裁が州の刑事手続に介入することになった背景には、とりわけ南部における熾烈な人種差別があった。いわゆる批判的人種理論の背景に留意する必要があるが、そのあたりの事情を知ることができるドキュメンタリーとして、『*13TH*』がある（Netflix が配信しているが、Youtube でも日本語字幕付きで視聴できる）。

また、1936年の *Brown v. Mississippi* では、同じく南部のミシシッピ州において、黒人の被疑者に対して拷問というべき取調べ手法が用いられ、それによって得られた自白に基づき死刑判決が下されたという事件に、連邦最高裁が修正14条の適正手続条項を使って介入し、州の死刑判決を破棄している。この判例については、(自著で恐縮だが) 川島亨祐『自白法則の理論的構造』(2020年) 362頁以下を参照。

トランタから車で2時間半行ったアラバマ州の田舎、スコッツボロにある。この判決後に、連邦最高裁は州の刑事手続への介入を拡大し、刑事手続に関する憲法判例を次々と生み出していくことになるという意味で、この判決は画期的なものであり、この博物館もアメリカ刑法の「聖地」といえるだろう。

Powell v. Alabama では、連邦最高裁は修正14条の適正手続条項をそのまま適用して州の有罪判決を破棄した。しかし、その後、アール・ウォーレンが首席裁判官として率いたウォーレン・コート時代の連邦最高裁は、——本来連邦法域にしか適用されないはずの——修正4条などの憲法条項を、適正手続条項に「組み込む」ことによって、州の刑事手続にも適用するようになる。

その中でも重要なものの一つが、1961年の Mapp v. Ohio である。先ほど見た修正4条は、捜査機関による捜索・押収を制限する規定だが、連邦法域には、捜査機関の違法な捜索・押収によって得られた証拠は公判で使えないという法理（排除法則）が存在していた。しかし、この修正4条の排除法則は、州に適用されるとは考えられておらず、排除法則を採用するかは各州の判断に委ねられていた。そのような中、従来の判例を変更し、修正4条の排除法則が州にも適用されることを認めたのが、Mapp 判決だった。

この事件で違法な捜索・押収が行われた現場の住居は、オハイオ州クリーヴランドにある。現地で知り合った研究者がそこの大学で働いていたので、車で連れて行ってもらった⁹⁾。

9) 現在も住居として使われているので、その写真を載せるのはやめておこう。

同じくウォーレン・コートの修正4条に関する重要な判例に、1968年の Terry v. Ohio があるが、これもクリーヴランドの事件だった。アメリカのドラマや映画を観ていると、警察官が路上を歩く人を一時的に停止させ、衣服の外側を軽く叩いてその人が銃器などを所持していないかを確認する場面を見かけることがあるだろう。これをストップ・アンド・フリスクという。

修正4条の下では、搜索や押収、逮捕が行われる場合には、原則として、一定の嫌疑に基づき発付される令状が必要となる。もっとも、ストップ・アンド・フリスクの場合には、逮捕や身体の搜索ほどに権利侵害の度合いが高くない一方、令状の取得に必要な嫌疑がない場合にもこれを行う必要がある。Terry 事件では、このような警察の行為を、修正4条で規制するのか（あるいは規制は州に任せるのか）、規制するとしてどのように規制するのが問題となった。結論として、連邦最高裁は、このような行為にも修正4条は適用されるとしつつ、それに令状は不要であり、また、その際の嫌疑は令状発付に必要なほど高度でなくてよいという画期的な判断を下した。

この事件では、マクファデンという警察官が、テリーらに対してストップ・アンド・フリスクをした。その現場の付近には、（テリーではなくマクファデンを紹介する）立派な立札が立っている（写真③¹⁰）。

ウォーレン・コートの刑事手続に関する判例の中で最も著名なのは、1966年の Miranda v. Arizona だ。アメリカの警察官が、被疑者を逮捕した後に、「あなたには黙秘権があります。あなたが述べたことは～」という形で「ミランダ警告」を述べるシーンを、映画やドラマで見たこ

10) 修正4条の「愛好者」にとっては、ウォーレン・コートの判例である Katz 判決も重要である。筆者もロサンゼルス現場に行ってみたが、残念ながら、同事件でカツが会話を傍受された公衆電話ボックスは残っていなかった。

【写真③】



とがある方もいるだろう。このミランダ警告は、アメリカではあまりにも有名であり¹¹⁾、この判決の約40年後に、それを変更すべきかが争われた2000年の *Dickerson v. United States* の中で、レーンキスト首席裁判官は、ミランダ警告は「我が国の文化の一部になっている」と述べている¹²⁾。この判例により、警察官は、被疑者が黙秘権を行使したら取調べを中止しなければならなくなった。この事件はアリゾナ州フェニックス

11) 被告人だったミランダは、この判決後、ミランダ警告が書かれたカード（警察官が使うもの）にサインをして売っていたらしい。

12) 本エッセイの執筆時には、ディズニーのアニメ映画である「ズートピア2」が上映されているが、10年ほど前に妻と映画館で観た初代「ズートピア」には、ズートピア市警察（ZPD）に所属するウサギの警察官であるジュディが、被疑者（市長のライオン）の逮捕時にミランダ警告を行うシーンがあり、「こんなところにまで！本当に文化の一部になっている！」と思った記憶がある。

で起こったが、そこには、ミランダを被告人とする公判が行われた裁判所が残されている¹³⁾。

このように、ウォーレン・コートの刑事手続に関する判例は、当時の刑事司法を全米規模で劇的に変える多くのルールを生み出すものだったので、それらの判例による変化は「刑事司法革命」とも呼ばれている。これらの判例は、多くの批判や変容を被りながらも現在まで維持されており、アメリカのロースクールの学生は必ず学ぶことになる。

この刑事司法革命を率いたウォーレン首席裁判官は、ワシントン DC のアーリントン国立墓地に眠っている。アメリカ刑訴法の「愛好者」としては、行かないわけにはいかず、現地で働く友人を連れて行ってきた。ウォーレンの墓石を見つけたときの筆者の興奮ぶりを見た友人の、驚き呆れた視線は忘れられない。

また、実はウォーレン首席裁判官は、筆者が在籍していたカリフォルニア大学バークレー校ロースクールの出身であり、同校には大きな肖像画がある（写真④）。近すぎて自覚がなかったが、もしかすると、ここも「聖地」だったのかもしれない¹⁴⁾。

13) ちなみに、筆者が休暇をとってフェニックスに行った2025年3月には、その近郊で、大谷、山本、佐々木の三選手を擁するドジャースがスプリング・トレーニングを行っていた。

14) なお、ウォーレンは、連邦最高裁首席裁判官就任後、刑事司法の領域に限らず、様々な領域で、重要な判例を生み出した（ウォーレンの連邦最高裁でのリーダーシップについては、例えば、大沢秀介『アメリカの司法と政治』（2016年）227頁以下参照）。もっとも、同時にウォーレンは、戦前にカリフォルニア州の検察官であった時期に、日系人の強制収容を積極的に支持していた人物でもある。歴史上の人物の一面的な評価には、慎重である必要がある。

【写真④】



ここまでアメリカの憲法条項に触れてきたが、実は日本の憲法31条以下の刑事手続に関する規定は、アメリカの憲法条項を参考にして起草されたものである。それもあって、これまで、日本の刑訴法学や刑事実務は、ウォーレン・コートやその後の動きなども観察しつつ、アメリカ法から多くを学んできた¹⁵⁾。例えば、1978（昭和53）年の最高裁判例による排除法則の創出などは、アメリカ法から大きな影響を受けて日本法が発展した例の一つといえる。

他方で、アメリカの憲法判例は、日本に直輸入されたわけではなく、

一定の距離をとりながら参照されてきた¹⁶⁾。それは、法を成り立たせる基礎には社会や文化、歴史があり、その相違は法の在り方にも影響を与えるため、直輸入に適さないからだろう。今回の在外研究において、アメリカ法を体系的に学び、また——このエッセイでは紹介しきれなかったが——実地に赴いてアメリカの社会や文化、歴史に触れることができたことは、筆者にとって大きな財産となった。

外国法を学ぶということは、日本法を相対化し、そこで言語化されていないことを言語化する軸を得るということでもある。帰国後の講義は、その観点から全面的に作り直した。今後も、様々な形で在外研究の成果を還元できればと考えている。

15) アメリカにおける刑事司法革命の動向を精力的に紹介し、また、そのエッセンスを自身の学説に反映させることで、日本法にも大きな影響を及ぼしたのが、刑事司法革命が始まりつつある頃にアメリカで在外研究を行い、本学で1968年から1998年の30年にわたって教鞭をとった、田宮裕である。

16) 日本の最高裁が創出した排除法則も、アメリカのものを直輸入したものではない。

田宮と同世代の刑訴法研究者である松尾浩也は、「我々の世代にとっては、アメリカ刑事司法との距離をどう設定するかが最大の問題であり、共通の関心事だった」（そして、「〔田宮は〕この『距離』をミニマイズしようとし、〔松尾〕はこれをかなり大きく設定した」と述べる（松尾浩也「はしがき」廣瀬健二＝多田辰也『田宮裕博士追悼論集（上）』（2001年）viii頁。